

## エ 「勝山館跡宮ノ沢川右岸出土品」の道指定に向けた取組

1 種 別 有形文化財（考古資料）

2 員 数 88点（陶磁器43点、木製品32点、骨角器11点、金属製品2点）

3 出土地 北海道檜山郡上ノ国町字上ノ国236番地

4 所有者 上ノ国町（平成14年2月2日付けで譲与済）

5 指定候補物件選定理由

木製品集積地点の駒ヶ岳d火山灰（1640年降灰）直下の黒色土層から出土したものの内、用途がわかるもの、残りが良いものを中心に選定。

6 文化財審議会等での報告経緯

○平成29年：道指定候補として町教委より打診

○平成30年9月：文化財保護審議会で報告

・有形民俗文化財でなく有形文化財が適当との意見。

○令和3年1月：文化財保護審議会で再報告

・道指定に値する出土品であるとの意見

○令和4年1月：文化財保護審議会で協議

・駒ヶ岳d火山灰とされるものの同定は確実かとの意見

→火山灰の分析はしていないが、当該火山灰に相当する町内別地点の火山灰上・下層の木片を年代測定した結果、17～18世紀頃降灰と推定されたため、駒ヶ岳d火山灰と同定。

・出土品の年代は慶長年間と断定して良いのかとの意見

→出土した砂目積唐津焼（朝鮮出兵以後に製作）などの陶磁器の編年により、17世紀初め（およそ慶長年間頃）と推定

・候補から除外した木製品の内、道外からの移入材など意味のあるものはないかとの意見

→道外の移入材はスギを想定しているが、スギと同定した木製品は全て指定候補とする

7 指定候補物件の現地確認

・令和4年7月：当課職員が上ノ国町で候補物件の良好な残存状況及び保管状況を確認

8 今後の流れ

・令和5年2～3月頃 上ノ国町が道指定申請書を提出予定

→3月頃 教育委員会付議 「文化財保護審議会への諮問」

→6月頃 文化財保護審議会 「審議会委員の現地調査決定」

→6～8月頃 審議会委員現地調査

・令和6年1月頃 文化財保護審議会 「審議会委員の現地調査報告・答申」

・令和6年1～2月頃 教育委員会付議 「指定決定」の予定



木製品



陶磁器



骨角器



金属製品



## オ 北海道教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針（案）の意見募集

### 1 概要

- 文化庁から「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（以下、「取扱通知」という。）が公表され、自治体等の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針について、意見募集の上で決定することとなった。
- 道教委は、埋蔵文化財調査により恵庭市から出土したアイヌ遺骨2体を道立埋蔵文化財センターで保管しており、当該遺骨及び副葬品の地域返還を目指している。

### 2 経緯

平成 17・19 年：北海道（柏木川河川改修事業）の委託による財団法人北海道埋蔵文化財センターの埋蔵文化財調査において2体分発見（西島松2遺跡）

令和 2 年 1 月：当該遺骨等が道立埋蔵文化財センターで保管されていることを文化庁が公表

令和 2 年 4 月・令和 3 年 6 月：当審議会にて情報提供

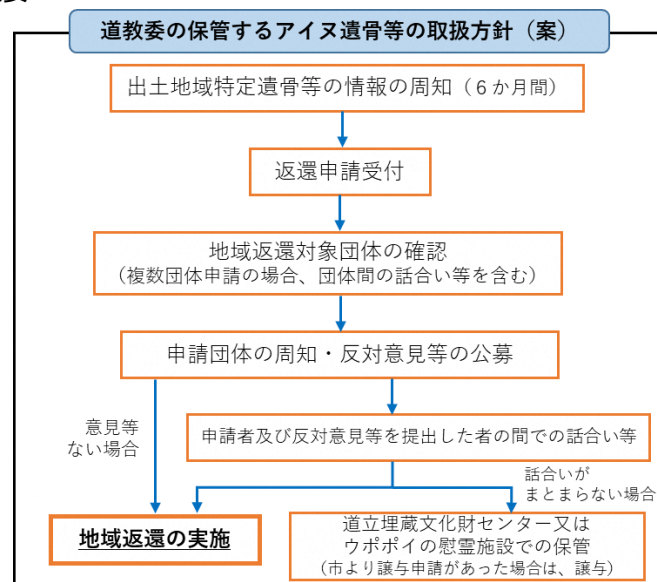
令和 4 年 7 月 15 日：文化庁がアイヌの人々への返還を基本とする「取扱通知」を公表・通知  
→「取扱通知」では、各機関で意見募集の上、それぞれ取扱方針を策定し、それに基づく返還手続等を実施するよう指示

→現在、取扱方針（案）について道民意見提出手続に則り、当庁の HP 等で意見募集を実施

URL：<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/human.html>

募集期間：令和 4 年 8 月 24 日（水）～9 月 26 日（月）

### 3 取扱方針の概要



### 4 今後の予定と課題

- ・取扱方針策定後、返還申請の受付を開始し、令和 5 年度中の地域返還を目指す。
- ・今後道内の発掘調査で発見される遺骨等の取扱方針  
→今回の方針（案）に準じて「出土品の区分について」通知（平成 11 年 11 月 19 日）等を改正

## 北海道教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針（案）

令和４年（２０２２年）  
北海道教育委員会

### 1 基本的方針

道立埋蔵文化財センターにおいては、現在、埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査により恵庭市から出土したアイヌ遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を保管している。

発掘・発見された出土地域が明らかである当該アイヌ遺骨等（以下「出土地域特定遺骨等」という。）については、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国連総会第 61 会期平成 19 年 9 月 13 日採択（国連文書 A/RES/61/295 附属文書））の関連条項、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成 25 年 6 月 14 日政策推進作業部会報告）、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成 30 年 12 月閣副第 831 号、30 文科振第 336 号、国北総第 91 号）及び「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和 4 年 7 月 15 日 4 文庁第 1600 号）を考慮して、出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域アイヌ関係団体」という。）が返還を希望する場合には地域返還すること、アイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを基本的な考え方とする。

なお、今後北海道内で発掘調査により発見されるアイヌ遺骨等の取扱方針については、当該取扱方針に準じて定めることとする。

### 2 情報の周知

北海道教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の情報については、北海道教育委員会のホームページにおいて 6 ヶ月間公表する。

なお、当該情報の周知に当たっては、関係する地方自治体及び法人に対して、必要に応じて協力を求める。

### 3 地域返還

上記 2 により、情報の周知を行った後、出土地域特定遺骨等について地域返還の申請があった場合には、以下の手続によることとする。

#### (1) 地域返還の申請

出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する者は、生涯学習推進局文化財・博物館課を受付窓口として、別記様式 1 により申請するものとする。

#### (2) 地域返還対象団体の確認

ア 上記（1）の申請を受理した北海道教育委員会は、出土地域特定遺骨等に関する情

報及び申請者から提出のあった書面等を総合的に勘案して、申請者が地域返還対象団体として適切な者であるか確認する。

イ 上記アの確認前に、同一の出土地域特定遺骨等に対して複数の団体から申請があった場合、北海道教育委員会は必要に応じて申請者間での協議を求め、その結果を勘案して、地域返還対象団体として適切な団体を確認するものとする。

ウ 北海道教育委員会は、申請者が地域返還対象団体として適切な者であると確認することができた場合には、地域返還の申請があった旨をホームページ等で周知し、当該申請に係る反対意見等を受け付ける。反対意見等の提出は、別記様式2によるものとする。

エ 上記ウの反対意見等を受け付ける期間は、前項の周知から3ヶ月経過した日又は上記2の情報の周知から6ヶ月経過した日のうち、いずれか遅い方の日とする。

オ 北海道教育委員会は、反対意見等があった場合には、その旨を申請者に通知するとともに、反対意見等の内容に照らして必要があると認める場合には、申請者及び反対意見等を提出した者（以下「申請者等」という。）に対し、当事者間における話し合い及びその結果の報告を求めるものとする。

カ 北海道教育委員会は、申請者が適切な地域返還対象団体であるとの確認ができなかった場合、及び上記オの話し合いの結果等を勘案しても、地域返還対象団体を確認することができなかった場合には、その旨を申請者等に回答する。

### (3) 地域返還の実施

ア 北海道教育委員会は、上記(2)の手続により、地域返還対象団体を特定した場合には、当該団体にその旨を通知し、当該団体と協議の上、当該遺骨等の地域返還について、引渡日時、場所及び方法等を決定することとする。

イ 北海道教育委員会と地域返還対象団体との上記アの決定に関する合意は、書面をもって行うこととする。

ウ 北海道教育委員会は、上記イの合意内容に基づき、地域返還対象団体に、当該遺骨等の地域返還を行うこととする。なお、地域返還を行うに当たっては、尊厳をもって扱うよう十分配慮する。

## 4 保管の継続又は慰霊施設への保管

次のいずれかに該当する出土地域特定遺骨等については、引き続き道立埋蔵文化財センターにおいて保管の継続、又は国と協議の上、国が北海道白老郡白老町に整備する民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という。）に保管することとする。

(1) 情報の周知から6ヶ月間地域返還の申請がなかった場合

(2) 出土地域特定遺骨等の地域返還の申請があったものの、当該遺骨等の地域返還の対象として適切な出土地域アイヌ関係団体であることの確認ができなかった場合

## 5 出土地域の市町村教育委員会への譲与

- (1) 地域返還の申請がなされる前に「北海道出土文化財取扱要綱」第14条に基づき、出土地域の市町村教育委員会から譲与申請があった場合、当該市町村に出土地域特定遺骨等を譲与し、以降の取扱いは当該市町村の判断に委ねるものとする。
- (2) 地域返還の申請以降に出土地域の市町村教育委員会から譲与申請がなされた場合は、上記3(2)の確認手続の後、地域返還対象団体が特定されなかった場合に譲与するものとする。

北海道教育委員会の保管するアイヌ遺骨等返還申請書

北海道教育委員会 様

申請団体 名称

ふりがな (氏名)

代表者の役職・氏名

郵便番号

住所

電話番号

E-mail

北海道教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針 3 (1) の規定に基づき、下記のとおりアイヌ遺骨等の返還を申請します。

記

1 返還を求めるアイヌ遺骨等について

- 平成 17 年 (2005 年) に恵庭市 (西島松 306 番、501 番地先河川敷地) において発見されたアイヌ遺骨等
- 平成 19 年 (2007 年) に恵庭市 (西島松 306 番、501 番地先河川敷地) において発見されたアイヌ遺骨等

※別紙参照の上、返還を求める遺骨等を選択してください。

2 申請団体の構成員について

ふりがな 氏名	住所	当該地域との縁
(代表者)		




※ 団体の構成員が10名を超える場合は、役員等10名についての氏名、住所、当該地域との縁を記載の上、欄外に「ほか〇名」と記載してください。

※ 返還を求める出土地域特定遺骨等が発掘・発見された市区町村に居住していないアイヌの方のみ、当該地域との縁を記入してください。

申請代表者確認書類提出のお願い（下記のいずれか1つについて、写しを提出してください。）

- 運転免許証       個人番号カード（写真付き住民基本台帳カードを含む）  
 旅券（パスポート）       健康保険、国民健康保険または船員保険等の被保険者証  
 その他上記に掲げる以外の本人確認書類（記入欄）

### 3 返還後の取扱（予定）について

（1）祭祀供養方法（いずれか1つを選択の上、予定している具体的な方法について記載してください。）

- 納骨・保管       埋葬       その他（記入欄）

○具体的な方法について（納骨予定施設・埋葬予定地点については必ず記載してください。）

記入欄
-----

（2）火葬予定の有無

- 有り      ・       無し      ・       不明

4 個人情報の取扱いについて（承諾の場合はチェックを記載してください。）

- 地域返還対象団体として適切かどうか確認するために、記載内容について関係機関等と共有することを了承します。
- 北海道教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針3（2）に基づき反対意見等があった場合、申請代表者の氏名、住所、電話番号及びE-mailアドレスを、反対意見等を提出した団体の代表者に伝えることを了承します。

北海道教育委員会の保管するアイヌ遺骨等返還申請に係る反対意見等提出書

北海道教育委員会 様

提出団体等 名称 (団体の場合)

ふりがな (氏名)

代表者の役職・氏名

郵便番号

住所

電話番号

E-mail

北海道教育委員会の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針 3 (2) の規定に基づき、下記のとおりアイヌ遺骨等の返還について反対意見等を提出します。

記

1 反対意見等を提出するアイヌ遺骨等について

- 平成 17 年 (2005 年) に恵庭市 (西島松 306 番、501 番地先河川敷地) において発見されたアイヌ遺骨等
- 平成 19 年 (2007 年) に恵庭市 (西島松 306 番、501 番地先河川敷地) において発見されたアイヌ遺骨等

※別紙参照の上、返還を求める遺骨等を選択してください。

2 提出団体等の構成員について

ふりがな 氏名	住所	当該地域との縁
(代表者)		


※ 団体の構成員が10名を超える場合は、役員等10名についての氏名、住所、当該地域との縁を記載の上、欄外に「ほか〇名」と記載してください。

※ 返還を求める出土地域特定遺骨等が発掘・発見された市区町村に居住していないアイヌの方のみ、当該地域との縁を記入してください。

申請代表者確認書類提出のお願い（下記のいずれか1つについて、写しを提出してください。）

- 運転免許証       個人番号カード（写真付き住民基本台帳カードを含む）  
 旅券（パスポート）       健康保険、国民健康保険または船員保険等の被保険者証  
 その他上記に掲げる以外の本人確認書類（記入欄）

### 3 反対意見等について

（1）反対意見等の内容（いずれか1つを選択してください。）

- 自団体等への返還を希望する→「4 返還後の取扱（予定）について」を記入してください。  
 北海道白老郡白老町の象徴空間慰霊施設への保管を提案する。  
 引き続き道立埋蔵文化財センターでの保管を提案する。  
 その他（記入欄）

（2）反対意見等を提出する理由

記入欄

4 返還後の取扱（予定）について

3（1）において「自団体等への返還を希望する」を選択した団体のみ記入してください。

（1）祭祀供養方法（いずれか1つを選択の上、予定している具体的な方法について記載してください。）

納骨・保管     埋葬     その他（記入欄）

○具体的な方法について（納骨予定施設・埋葬予定地点については必ず記載してください。）

記入欄

（2）火葬予定の有無

有り    ・     無し    ・     不明

5 個人情報の取扱について（承諾の場合はチェックを記載してください。）

反対意見等の内容を検討するために、記載内容について関係機関等と共有することを了承します。

提出者の氏名、住所、電話番号及びE-mail アドレスについて、既に返還申請のあった団体の代表者に伝えることを了承します。